

# 岡崎幸田救急医療対策協議会開催要領

## (目的)

第1 西三河南部東医療圏における救急医療対策の協議及び地域関係者の連携推進を目的として、岡崎幸田救急医療対策協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

## (協議事項)

第2 協議会は、前項の目的を達成するため、次の事項を協議する。

- (1) 圏域の救急医療対策に必要なデータを収集し、分析すること。
- (2) 圏域の救急医療対策を協議すること。
- (3) その他必要な事項

## (組織)

第3 協議会は、西三河南部東医療圏を単位として開催する。

## (構成員)

第4 協議会の構成員は、次の機関の代表者等とする。

- (1) 一般社団法人 岡崎市医師会
- (2) 一般社団法人 岡崎歯科医師会
- (3) 一般社団法人 岡崎薬剤師会
- (4) 2次救急医療機関代表
- (5) 3次救急医療機関(岡崎市民病院)
- (6) 岡崎市消防
- (7) 幸田町消防
- (8) 愛知県西尾保健所
- (9) 岡崎市
- (10) 幸田町

2 協議会の議長は、出席者の中から互選により選出する。

## (部会)

第5 協議会の下に専門的事項を検討するための部会を設置することができる。

- 2 部会は、愛知県西尾保健所長が構成員を指名し、招集する。
- 3 部会に関して必要な事項は、愛知県西尾保健所長が別に定める。

## (事務局)

第6 協議会の事務局は、愛知県西尾保健所・岡崎市・幸田町が務め、そのうち庶務

に関することは愛知県西尾保健所が務める。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、愛知県西尾保健所長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年7月7日から施行する。